

「大府東浦花火大会」出店要領

第1条 目的

大府東浦花火大会への出店は、サービスとコミュニケーションの場を設け、花火大会の雰囲気を盛り上げるとともに、会場内の来場者に喜んでいただくことを目的とする。

第2条 出店日時

令和7年11月1日（土） 15：00～20：30

尚、会場内の車両乗り入れは12：30～14：15、 21：00～終了までとする。

第3条 出店場所

出店場所については、花火大会実行委員会において決定し、出店者はこれに従う。

第4条 出店料等

出店料は別紙1に定め、出店者は申請に基づく出店料を定められた期日までに支払う。

定められた期日までに支払いがされない場合、実行委員会は出店を認めない。

支払期日 「出店依頼案内」送付後から令和7年9月19（金）迄

第5条 出店募集数

概ね32ブースを予定（出店スペースの関係上増減あり）

第6条 出店申込

(1) 出店を希望する場合は、別紙出店申込書兼誓約書と反社会的勢力排除に関する覚書をメールもしくはFAXにて送り、原本を事務局に郵送すること。

原本の郵送は9月19日（金）までに事務局に必着で郵送すること。

(2) 出店募集を超えた場合、原則近隣事業所を優先とし、実行委員会にて選考の上、決定するものとし、出店者はこれに従う。

第7条 備品等

(1) テント出店の場合

テント（3．6m×2．7m）、机2台、椅子4脚、発電機1台、照明1台が用意されています。

(2) キッチンカーの場合

場所のみの提供になります。

第8条 飲食物の販売、提供

(1) 有料・無料を問わず飲食物の提供を行う出店については、品目ごとに直轄の保健所へ露店営業の届け出をすること。この手続きについては出店者が必ず行うこと。

(2) 食品営業許可証の写しを必ず実行委員会に提出すること。

第9条 電気・ガス・水道の使用

(1) テントの場合、電気はテント内に準備してあります。キッチンカーの場合、電気は出店者でご用意ください。

(2) 飲料用の水道はございませんので必要な場合は、出店者でご用意ください。

(3) ガスを使用する場合は申込書に必ず記載すること。ガスは出店者で準備すること。

(4) 汚水、下水に排水は厳禁とする。

第10条 火器の使用

火器を使用する場合は、出店者の責任において、消火器をブース内に設置すること。
火器を使用する場合は、必ず三方向を囲うこと。

第11条 調理等の機器

冷蔵庫、ショーケース、ガスボンベその他販売・調理及び飲食に必要な機器等は、出店者が準備するものとする。

第12条 出店PR

出店者の負担において、看板等の設置をすること

第13条 販売・展示責任

- (1)出店者が販売、配布、火器取り扱い、その他の行為について起き得る事故は、出店者の責任において対処し、実行委員会は無責管理とする。
- (2)販売価格の表示は明確にすること。賞味・消費期限切れの飲食物の販売は禁止とする。
- (3)搬入、搬出時等に起きてしまった事故は、出店者の責任において対処し、実行委員会は無責管理とする。

第14条 営業補填

天候その他の要因により出店者の販売、売上、利益等の結果がいかになろうとも実行委員会は、出店者に対し、それに関する補填は一切行わない。

第15条 ゴミの始末

出店者は、ごみ処理及び清掃を行い、ゴミ・空き缶等は必ず持ち帰ること。
テント出店者は、土間に必ずブルーシート等を敷くこと。

第16条 その他

- (1)花火大会が中止になった場合においても、出店料の払い戻しは行わない。
- (2)いかなる要因において花火大会が中止になっても、出店者の仕入等の費用については補填しない。
- (3)露店営業者は食品営業許可証と腸内細菌検査成績書の写しをテント・キッチンカー内に掲示・保管するものとする。また、土間のブルーシート敷が不足している場合、実行委員会は飲食の提供中止を求めることができる。
- (4)花火大会の翌日（11月2日 日曜日 AM6：00～7：00）に飲食ブース廻りの清掃に必ず1人参加していただく。時間については変更になる場合がございます。
- (5)反社会勢力排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (6)出店要項を遵守できない場合、いかなる理由であっても次年度以降の出店を認めないものとする。
- (7)花火大会実行委員会で定めた出店要項を厳守できない場合や花火大会実行委員会の指示に従えない場合は、出店を中止することができる。

【ブース出店についてのお問い合わせ】

大府東浦花火大会実行委員会 担当 岩村 TEL 090-2770-3520

FAX 0562-48-6655

メール booth@obu-higashiura-hanabi.com